



再春館くまもと奨学金 奨学生募集要項

— 2025年度 —

再春館製薬所は、将来熊本県内で働き、活躍を期待できる熊本県内の大学生
(大学・大学院・短期大学・専修学校のいずれかに通う者)を対象に、
無利子で奨学金を貸与します。

再春館製薬所は、熊本に生まれ、育てられた企業として、
学びと熊本の発展に寄与する志を有する学生を支援します。

卒業後、熊本県内企業に就職し、免除の条件を満たした場合は、
奨学金の貸与額の半額または全額の返還免除を行います。

再春館製薬所

再春館くまもと奨学金事務局

1. 申請の資格

在学採用申請

次のいずれにも該当する者

- ①県内の大学・大学院・短期大学・専修学校※に通う学生であること ※以下、「大学等」と表記
- ②大学等を卒業した後に、熊本県内で就業する意思があると認められること
- ③学業成績が優秀であると認められること

予約採用申請

2025年3月末に高等学校または専修学校(高等課程)を卒業する見込みの人で
大学等への進学を予定している人は予約採用とし、大学等へ入学後、貸与を確定します。

2. 貸与月額と期間、利子

月 額：50,000円(無利子)

貸与開始：2025年4月～

貸与の決定通知において定められた月から正規の就学年限(最長6年)まで。

3. 応募基準・選定と定員

定員：10名

- ・学業成績が優秀であること(申請時在籍する学校の成績証明書を提出)
- ・申請者の生計を維持する世帯の世帯年収が700万円以下であること。

書類選考ののち、面談を実施して対象者を決定します。

初年度貸与決定者が次年度以降も貸与継続を希望する場合は手続きを簡素化できます。

4. 応募(申し込み)期間

2024年10月1日～2024年10月31日 ※定員に空きがある場合は随時受け付けます。

5. 申請の手続き

奨学生志望者は以下の書類を事務局宛に郵送にて送付してください。

①～④は所定の書式をホームページでダウンロードして下さい。

URL：<https://www.saishunkan.co.jp/scholarship/>

<ホームページ>



■貸与申請書(①②いずれか該当するもの)

再春館くもと奨学金貸与申請書(新規)《在学採用》(①)

再春館くもと奨学金貸与申請書(新規)《予約採用》(②)

※貸与希望期間は、大学等に入学した月～卒業する月までを申請することができます。

■現在、在学している学校に在学することを証明する書類

■学業成績を証明する書類

■在籍する学校長の推薦書(予約採用のみ)(④)

■申請者の住民票(発行から3か月以内 世帯全員が記載されているもの)

■申請者の生計を維持する世帯全員の令和6年度課税(非課税)証明書(給与収入記載のもの)

■個人情報の取り扱いに関する同意書(③)

- 予約採用者は大学等へ入学することが確定した後、速やかに「大学等に在学することを証明する書類」を提出しそれをもって貸与を確定します。提出がない場合は貸与対象から除外されます。
- 奨学金貸与契約を締結する際に奨学生、連帯保証人共に実印(印鑑登録証明も併せて提出ください)を押印頂きます。

連帯保証人を1名選出して下さい。

なお、債務整理中(返還型債務の場合完済するまで。自己破産場合免責がおりるまで)の方は連帯保証人になることはできません。

◎連帯保証人

- ・独立の生計を営む成年者であること
- ・奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)または学生でないこと

◎提出先と決定通知

〒861-2201 熊本県上益城郡益城町寺中1363-1 「再春館くまもと奨学金事務局」

※封筒に「再春館くまもと奨学金事務局(新規)」と朱書きし簡易書留で郵送してください。

選考結果は本人あてに書面にて通知します。

6. 貸与方法

- ・毎月27日(金融機関の休業日にあたる場合は前営業日)に本人名義口座に振り込みます。
- ・初回の貸与について〔予約採用申請者〕は4月に入学した大学等の在学証明書を提出していただき、貸与確定後5月の振込み日に2か月分(4月・5月分)を
〔在学採用申請者〕は採用決定の通知書に記載した振込日に、初回振込を行います。

7. 返還

大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して7か月目より15年以内に月賦返還(原則毎月10日)しなければなりません。

返還は20,000円／月を原則とします。(半額免除対象者は10,000円／月)

※希望者は、繰り上げ返還を行うことも可能です。

◎返還が遅延した場合

毎月の返還期日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき残額につき年5%の割合で計算した遅延利息を支払うことになります。

◎連帯保証人への請求

貸与された奨学金の返還が困難な場合は連帯保証人に請求します。

長期に渡り延滞が解消されない場合、支払い督促の申し立てを裁判所に対して行う等、法的手続きがとられます。

8. 返還免除と条件

【半額免除】

大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6か月以内に、
県内企業へ就業し、5年間勤務した場合、奨学金返還を半額免除します。

県内企業へ就業する者とは――

就職先が次のいずれかに該当する者。

- (1) 熊本県内に本社所在地を有する法人・団体
- (2) 本社所在地が県外であっても熊本県内事業所での勤務を条件に雇用されている者
- (3) 熊本県内において個人で農林業その他の事業を営む者、またはその事業専従者

※熊本県内に本社所在地を有する法人・団体に就業した後、転勤、出向、その他で
やむを得ず県外で就業することとなった場合は、就業期間に引き続き通算します。

※公務員として県内に従事する者は免除の対象から除きます。

5年勤続満了までの期間上記条件を満たしている者は、10,000円／月ずつ免除を行います。

5年勤続満了をもって貸与総額の半額免除を確定します。

【全額免除】

大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6か月以内に、株式会社再春館製薬所ならびに
再春館グループ、もしくは〔キューネットグループ〕〔桜十字グループ〕の熊本県内事業所に就業し、
5年間勤務した者は、奨学金返還を全額免除します。

〔再春館グループ〕再春館システム(株)／(株)再春館「安心安全」研究所

〔キューネットグループ〕〔桜十字グループ〕

5年勤続満了までの期間上記条件を満たしている者は、20,000円／月ずつ免除を行います。

5年勤続満了をもって貸与総額的全額免除を確定します。

5年間勤務について――

5年間同一の県内企業に勤務することが基本ですが、複数回返還を滞納した場合には
免除の対象から外れます。

※休業期間は勤続年数に通算しません。

9. 注意事項

申請にあたっては募集要項内容をよく読み記載漏れ、間違いがないよう十分注意してください。

奨学生採否にかかわらず送付された書類の返送は行いません。

◎他の奨学金との併用について

他の奨学金との併用は可能です。

ただし、他の奨学金制度においては併用を認めていないものがありますので、必ず確認してください。

連絡先：〒861-2201 熊本県上益城郡益城町寺中1363-1「再春館くまもと奨学金事務局」

メール：jinji@saishunkan.co.jp 電話：096-289-5088（担当：益田）